

静岡地方裁判所委員会（第35回）議事概要

第1 日時

平成29年3月10日（金）午前10時00分から午前12時00分

第2 場所

静岡地方裁判所大会議室，同202号法廷

第3 出席者

（委員）

伊東幸宏，小長谷洋，鈴木貴子，関口剛弘，高田ちはや，高橋徹，鶴田洋佐，
鳥羽山直樹，廣谷章雄，渡邊良子（五十音順，敬称略）

（ゲストスピーカー）

静岡地方裁判所民事首席書記官 關澤直人

同刑事首席書記官 金内義明

同事務局総務課長 小川利香

同事務局総務課課長補佐 靱山義一

（事務局）

静岡地方裁判所事務局長，同総務課庶務係長

第4 議題

「裁判所における情報の公開と保護について」

第5 議事

1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

2 新任委員の自己紹介

3 裁判所における情報の公開と保護について

(1) ゲストスピーカーからの説明

事務局，民事部及び刑事部におけるそれぞれの取組等の説明を受けた。また，
法廷に移動し，証人等の遮への措置についての説明を受けた。

(2) 意見交換（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者）

○ 司法行政文書の開示は，請求からどのくらいの期間で開示されているのか。

△ 開示の申出のあった日から原則として30日以内に何らかの通知をすることになっている。30日以内に開示又は不開示の通知ができない事情がある場合には、当該期間内に通知することができない旨、その理由及び通知の予定時期を適宜の方法で開示申出人に通知している。

○ 訴訟記録の閲覧について、検察官や弁護士などの訴訟関係人の閲覧と一般人の閲覧では閲覧の範囲が変わることはあるのだろうか。例えば、一般人のみマスキングがされるなどの措置はあるのか。

△ 刑事事件では一般人の閲覧は裁判の確定後検察庁で行うことになる。

● 民事事件では判決前でも一般人が閲覧ができ、刑事事件との差異がある。

○ 民事事件の説明の中で企業秘密や生命に危険が及ぶ可能性があるものについては秘匿になるという説明があったが、その判断は誰が行うのか。

● 当事者から閲覧等の制限の申立てがされた場合は、裁判官が判断することになる。閲覧等制限は、第三者からの閲覧申請に対してのみ制限が可能であり、訴訟当事者に対する閲覧等制限はできない。閲覧申請に対し、拒絶する権限は裁判所書記官にあり、事件記録にマスキングをするなどの措置など行っている。裁判記録は原則公開であるため、閲覧の拒絶をする場合は裁判官の指揮権の基に判断した上で行っている。

○ 刑事事件は検察官が起訴するか、又は、不起訴にするかの判断を行うが、不起訴となった事件記録は原則非公開である。ただし、例外もあり、たとえば交通事故での実況見分調書を、保険金を算出するために申請のあった保険会社に対して開示することがある。

起訴されると記録は裁判所での開示の問題となるが、判決宣告後、確定すると検察庁に記録が戻される。確定した記録は、原則公開であり、閲覧申請があれば、検察庁の事務に支障がない限り開示することになる。刑事確定訴訟記録法に例外の規定があるが、原則としては一般の方も記録を見ることができる。

○ 閲覧制限がある場合の黒塗り、マスキングは、事務官が手作業で行っているのか。誤って開示されてしまわないようにするための工夫策はあるのか。

△ 基本的に民事事件では黒塗りは当事者に依頼し、黒塗りされているものを提出するようお願いしている。ただし、すでに黒塗りせず提出して記録上に表れている場合や、当事者が黒塗りを拒否して提出したときは書記官が対応してい

る。

- △ 刑事事件も、検察官が提出する証拠に秘匿情報が含まれていることが多いが、秘匿すべき事情がある場合には、検察官がマスキングして提出しているか書記官が証拠のチェックをしている。
- 検察庁で供述調書にマスキングをする必要がある場合、裁判所に提出したり、弁護人に開示する前に、大きく分けて2つの方法を取っている。原本にマスキングテープを貼りコピーを取って抄本を作成する方法と、調書をスキャンして取り込み、パソコンで操作してマスキングして印刷する方法とがある。いずれにしても、マスキングを正しくしているか検察官がチェックした後、さらに検察事務官が何人かで再度チェックしている。
- 民事事件で当事者がマスキングするという説明があったが、必要以上に過剰なマスキングがされていることはないか。
- △ 民事訴訟ではマスキングにより証拠自体が何を書いているか分からない場合には、裁判官の判断を経て、現在のマスキング状態では証拠が何を書いているのか分からない旨を提出した当事者にお伝えすることになると思われる。
- 情報の公開と保護の点で裁判所とマスコミとの関係はどうか。
- おそらく地裁の権限で公開できる範囲は限られているのではないかと思われる。出せない情報も多いのではないかと思う。
- 報道機関が最も知りたい情報は判決内容だと思われる。刑事事件は口頭で宣告したものが判決内容となるので傍聴することで内容が理解できるだろうが、民事事件は判決原本に基づいて言い渡し、裁判官はほとんどの事件で主文だけを読み上げているため、傍聴しても判決に至る理由は聞くことができない。静岡地裁本庁だけでも毎年年間1000件以上の訴訟提起があり、すべてが判決による終局をむかえるわけではないにしても、全件判決理由まで述べることは難しく、事件を選んで理由の説明を述べる必要がある。しかし、報道の自由も広い意味では裁判の公開につながるものであるから、報道機関に対しては、依頼があれば記者クラブを通じて判決の写しを交付して報道に資するための便宜を図っている。
- アメリカなど法廷の様子を撮影してテレビ放送することが認められている国もあり、日本でも放送による裁判の公開を求める声もあるが、その一方で裁判

に影響を与えない措置を採るよう要請もある。撮影がされていると証言等に影響することも考えられ、現状では開廷前の撮影しか認められていない。

- 静岡地裁で情報公開の観点で工夫されていることはあるか。
- △ 静岡地裁の独自性は基本的にはないと思われる。司法行政文書の開示制度は全国一律で同じ手続を踏んで行っている。
- 民事事件と刑事事件を何度か傍聴したが、民事事件はあっという間に裁判が終了してしまっただけの印象がある。また、裁判官や裁判員以外のお顔があまり拝見できなかった記憶がある。
- 民事事件では争点整理の期日を弁論準備手続という非公開で行われることが多い。弁論準備手続ではかなり争点に踏み込んだ内容を話しているが、公開の弁論期日では整理した書面を基にして進行についてやり取りしているので儀式的なものに見える場合があることは否定できないところがある。御意見をいただき、民事裁判でも分かりやすい裁判を心がけていきたいと思う。
- 裁判員裁判が開始されてからは少し改善されていると思うが、法曹関係者は傍聴人に対し、分かりやすい裁判をしようという気持ちはどの程度あるのだろうか。傍聴していて、当事者が早口であったり、拡声マイクを使用しているも使用方法がよくないのか傍聴人には声が聞き取れないこともあった。分かりやすく人に伝達する練習をし、その能力を上げることも裁判の公開をうたう中では必要と考える。
- 分かりやすい裁判を行うことは本当の意味での裁判の公開に必要なことであるので、法廷で使用する言葉は簡易なものにする、マイクの使い方を確認してもらうなど、できる範囲から実践したい。
- 私も傍聴していて、早口で用語が難しく、まったく内容が理解できずに帰ったことがあった。分かりやすい裁判となるようお願いしたい。
- ゲストスピーカーが裁判には判決、決定、命令があると説明したが、これらの裁判の違いが分かりにくいと言われたので説明すると、判決は、権利義務についての最終判断であるため、公開の期日に行われる。決定は、判決に至るまでの前提や付随的な判断である場合が多く、法律上、非公開で行うことができる。また、判決と決定が裁判所、すなわち裁判官全員で行うのに対し、命令は、裁判長が行うものといった違いがある。

- ビデオリンク方式により証人を画面に映して尋問を行うことは、対面で行うのと比べ弊害はないものなのか。
- ビデオリンク方式による証人尋問を行った経験があるが、対面でやらなかったからといっても証人の表情も見え、心証が変わることはなかった。
- ビデオリンク方式による弊害がないのであれば、ビデオリンク方式による証人尋問を個人情報の保護という観点だけでなく、証人が遠隔地に住んでいる場合に最寄りの裁判所から尋問を受け、証人の負担を軽減するための使用はできないか。
- 民事訴訟では遠隔地で出頭が難しい場合にテレビ通話方式を利用して証人尋問を行うことは可能であり、実際に行われることもある。裁判所としては支障はないという印象であるが、代理人弁護士からは直接会って質問したいと抵抗されることもある。
- △ 現在、刑事手続ではビデオリンクは同一構内でしか利用できないという制限がある。しかし、平成30年までに刑事訴訟法の改正が予定されており、遠隔地でのビデオリンクも利用可能となる。
- 法廷で証人尋問の遮へい措置を見せていただいたが、証人と被告人の距離が近く、遮へいがあるからといって安心して話すことができるか疑問を持った。
- 検察官は現行制度でできることは限度があるため、その制度の中で最大限圧迫されたり緊張しないように努めている。証人には、すべての不安を排除することはできないことを伝え、設置された遮へいを事前に見てもらい、圧迫感が残ることを理解していただいた上で証人尋問に臨んでもらうよう努めている。
- 凶悪事件の被告人であっても、法廷ではおとなしいことが多いが、被告人が暴れるなど証人を圧迫するリスクがある場合には、ビデオリンク方式による尋問を活用することを考えることになると思われる。
- 秘匿情報を取り扱うに当たり、苦勞している点や当事者にお願いしたいことはあるか。
- △ 秘匿の申し出をしている当事者が自ら秘匿情報に当たる書証などを複数提出してくる訴訟があった。閲覧等制限の申立てがされ、書記官が秘匿情報が記録に表れているかを精査しなければならないときに事件記録が膨大な量となっているときには苦勞している。

△ 被害者の氏名を秘匿している事件で、公開の公判期日で検察官や弁護士又は被告人がうっかり話して漏らすことがないか危惧している。秘匿情報を誤って漏らさないように、証人尋問等が行われる前に裁判官が注意したり、秘匿対象者をAさん、Bさんと伏し、それを一覧表にしたものを配付するなどして漏らすことがないような対策を採っている。

4 次回テーマ

「専門的知見を要する紛争の解決について」を取り上げることとされた。

5 次回期日

追って調整（平成29年7月を予定）